

新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う

3月中事由の **永久抹消登録** に係る自動車税種別割の取扱い 移転同時抹消登録

- 自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)を積極的に利用してください。
- 次の登録を行う場合、3月中(3/17~3/31)に当該事由が発生したと確認でき、当該事由の発生から15日以内に登録手続きがなされた場合には、当該抹消登録が4月であっても、令和4年度の自動車税種別割は課税されません。

※ 事由発生日から15日以内となる日は裏面の早見表を参照してください。

①永久抹消登録

②移転登録と同時の一時抹消登録(又は輸出抹消仮登録)

上記に該当する場合は、自動車税申告時に次の書類を添付、提示してください。

①永久抹消登録

自動車リサイクルシステムのホームページから解体を行った車両の「車両状況照会」を印刷したもの、又は運輸支局発行の「登録事項等証明書」の写しを添付する。
(解体報告記録日で事由の発生日を判断します。)

②移転登録と同時の一時抹消登録(又は輸出抹消仮登録)

移転を行った車両の「譲渡証明書」の写しを添付し、一時抹消登録確認のため「登録識別情報等通知書」又は「輸出抹消仮登録証明書」を提示する。
(譲渡年月日で事由の発生日を判断します。)

例1) 3月23日に譲渡し、4月5日に移転同時抹消登録をした場合

⇒ 令和4年度課税なし

例2) 3月23日に譲渡し、4月8日に移転同時抹消登録をした場合

⇒ 移転同時抹消登録が事由発生から15日を超えてされたため令和4年度課税あり



※ 自動車リサイクルシステムで3月31日までに解体済みであることが確認できる自動車でも永久抹消登録が困難な場合の取り扱いについては、三重県自動車税事務所までお問合せください。

三重県自動車税事務所
TEL 059-253-8057

事由発生日から15日以内となる日の早見表

事由発生日 (譲渡年月日、解体報告記録日)	15日以内 (土曜・日曜にあたる場合は月曜まで)
令和4年3月17日(木)	令和4年4月1日(金)までに登録
令和4年3月18日(金)	令和4年4月4日(月)までに登録
令和4年3月19日(土)	令和4年4月4日(月)までに登録
令和4年3月20日(日)	令和4年4月4日(月)までに登録
令和4年3月21日(月)	令和4年4月5日(火)までに登録
令和4年3月22日(火)	令和4年4月6日(水)までに登録
令和4年3月23日(水)	令和4年4月7日(木)までに登録
令和4年3月24日(木)	令和4年4月8日(金)までに登録
令和4年3月25日(金)	令和4年4月11日(月)までに登録
令和4年3月26日(土)	令和4年4月11日(月)までに登録
令和4年3月27日(日)	令和4年4月11日(月)までに登録
令和4年3月28日(月)	令和4年4月12日(火)までに登録
令和4年3月29日(火)	令和4年4月13日(水)までに登録
令和4年3月30日(水)	令和4年4月14日(木)までに登録
令和4年3月31日(木)	令和4年4月15日(金)までに登録